

平成29年5月5日(金)
在ルクセンブルク日本国大使館

【「在留届」に関するお願い】

旅券法第16条により、外国に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在する日本人は、その住所または居所を管轄する日本の大使館または総領事館(在外公館)に「在留届」を提出するよう義務付けられております。在外公館では、提出頂いた「在留届」の情報を厳重に管理し、緊急事態発生の際の連絡等に活用させて頂いております。

外務省HP<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/>

新年度に入り、日系企業等にお勤めの皆様の人事異動の時期にも重なりますので、当館より以下の点につき、改めてお願いさせていただきます。

- 新たに当地に到着され、3ヶ月以上の長期滞在を予定されていらっしゃる方
→「在留届」のご提出(ORRネット: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp> による電子届出、「在留届」用紙による提出〔持参、FAX、郵送〕)をお願い致します。
- 既に「在留届」をご提出頂いている方で、連絡先等にご変更があった方
→「変更届」のご提出(ORRネットで「在留届」をご提出頂いた方は、同サイトでの変更手続きが可。電話、メール、FAX、郵送でのご連絡でも可)をお願い致します。
- 「在留届」をご提出頂いている方で、帰国することになった方
→「帰国届」のご提出(ORRネットで「在留届」をご提出頂いた方は、同サイトでの帰国手続きが可。電話、メール、FAX、郵送でのご連絡でも可)

当地に所在の各日系企業人事担当者の皆様におかれましては、人事異動により新たに赴任された方、離任された方がいらっしゃいましたら、上記手続きを励行して頂きますようお願い申し上げます。

在留届に記載いただいたメールアドレスには、当館より、緊急時その他治安情報等を随時配信させていただいております。なお、邦人の皆様の利便を図る観点から、当館では、近隣国にお住まいの方の連絡先を含むメーリングリストを別途作成しているため、同じ内容のメールが重複して届く場合がございますが、その点、ご承知いただけますと幸いです。

※ 連載中「ゴルゴ13安全対策マニュアル」をご覧下さい

第6話「旅行者の安全対策」 http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/pdf/episode6.pdf

第7話「安全のための三原則」 http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/pdf/episode7.pdf